

地域の身近な相談役

# 「民生委員・児童委員」を

## 「ご存じですか」

「誰に相談すればいいかわからない」「生活に困っている」などの悩みごとはありませんか。

「民生委員・児童委員」は、法律に基づいて厚生労働大臣から委嘱を受けた地域のボランティアです。現在、久喜市では、270人の民生委員・児童委員が、それぞれの担当区域で社会福祉の増進に向けてさまざまな活動をしています。福祉サービスや日常生活の悩みごとなどがありましたら、お住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

### ●民生委員・児童委員

（主任児童委員）ってどんな人？

民生委員は、民生委員法の規定により給与は支給されず、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域住民の福祉向上のため、さまざまな福祉活動を行っている地域のボランティアです。

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

また、一部の児童委員は、児童に関することを専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

### ●このような活動をしています

民生委員・児童委員は、地域の皆さんと市や社会福祉協議会などが行う福



保護司との連携を図るための研修会風景

祉サービスとのパイプ役も果たしています。

次のような困りごとや心配ごと、日常生活での悩みごとなどがありましたら、お住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

なお、民生委員・児童委員には、法に基づき守秘義務が課せられ、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮した支援活動を行っています。

相談者の身上など、地域の皆さんからの相談内容の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

○高齢者や障がい者の見守りや支援

○子どもや妊産婦に関する相談・支援

○福祉サービスを受けた場合の窓口の相談

○虐待など身近で気になることの相談

○生活相談

### ●民生委員・児童委員の活動に「協力をお願いします」

災害時に援助が必要な要援護者の把握など、担当区域内における住民の実態や福祉需要を把握するため、地域内のご家庭を訪問させていただくことがあります。民生委員・児童委員が行う地域の活動にご協力いただきますようお願いいたします。

### ●お住まいの地域の民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員には、それぞれ担当区域が設けられています。お住まいの地域の担当民生委員・児童委員については、社会福祉課または各総合支所福祉課へお問い合わせください。

### ●民生委員・児童委員に地域の高齢者情報を提供します

市では、急増するひとり暮らしや高齢者世帯の孤立化を防ぐとともに、自然災害等にも対応すべく、地域の見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員に担当地区の高齢者世帯の情報を提供します。

なお、高齢者の情報を提供するにあたっては、久喜市個人情報保護条例に基づき個人情報保護運営審議会に諮り提供を行います。

問合せ 社会福祉課社会福祉係（内線

3221）／各総合支所福祉課（菖

蒲・内線140／栗橋・内線237／

鷲宮・内線161）